

令和7年度 集落支援プログラム事業一覧

(単位：千円)

番号	事業名	内容	R7予算	R7決算額	担当課	該当番号	行政報告該当ページ
1	行政連絡事業	住民への各種行政情報の伝達や行政への住民要望等の取りまとめなど、活動に要する経費の一部について助成を行う。【継続】	9,762	9,617	総務課 総務係	2	70
2	消防施設整備事業	各地区から申請のあった消防関係施設の整備などを行う。【継続】	20,650	18,390	総務課 危機管理室	2	97
3	まちづくり活動支援事業	地域住民が町づくりのために実施する事業に対して助成を行う。【継続】	2,116	1,611	企画課 企画係	9	131
4	アイバス運行事業	住民の通学・通勤・通院・買い物などの移動手段としてのアイバスの運行、また地域間の拠点を結ぶ地域間拠点バスの運行を行う事業。【拡充】	104,884	97,319	企画課 企画係	6	141
6	地域活性化プロジェクト事業	地域の活性化と集落の維持・強化を図るため、住民が主体となり地域の将来像を描き、活力ある持続可能な地域づくりを実現するため、集落創生事業の計画策定・事業実施費について補助を行う。【継続】	10,973	8,585	企画課 地域振興係	8 9 10	159～ 161
7	コミュニティ助成事業	地域コミュニティ活動の備品等の整備に対し、コミュニティ活動の充実・強化を図り、地域社会の健全な発展と住民福祉の向上を目指すための助成を行う。【拡充】	2,400	2,400	企画課 地域振興係	9	158
8	住もうプロジェクト事業	人口の維持増加を図るため、町内外の若い世代等を対象に移住体験用住宅及びZQを活用し、移住定住の促進を図っていく。また、移住セミナー等への参加による移住情報の提供・相談等。【拡充】	43,721	33,280	企画課 人口増推進室	7	177
9	移住定住促進助成事業	移住定住を促進するため、中古住宅の購入費や賃貸住宅の家賃の一部を補助する。また、移住定住促進と空き家の改修費、片付け費用等の支援及び一時的な家賃補助により三世代同居の促進を図る。【継続】	33,233	29,805	企画課 人口増推進室	7	185
10	集会施設整備事業	区・組が管理する集会施設の整備に要する事業費に対し、事業費の一部について補助金を交付する。【継続】	4,000	3,034	企画課 地域振興係	9	175
11	中山間地域等直接支払事業	集落の共同作業等による農業生産の維持を通じて、耕作放棄地の発生を防止し、多面的機能の継続的確保を図る。【継続】	77,854	77,821	産業観光課 耕地林務係	4 5	428
12	基幹用水路維持管理事業	基幹用水路の維持管理に関する補助金など【継続】	2,020	2,020	産業観光課 耕地林務係	2	431
13	町単土地改良事業	各地区から申請のあった用排水路の小規模改修などを行う。【継続】	18,178	16,202	産業観光課 耕地林務係	2	432

番号	事業名	内容	R7予算	R7決算額	担当課	該当番号	行政報告該当ページ
14	多面的機能支払交付金事業	農地の保全を目的とし、農村の有する多面的機能の維持等を図るための共同活動に係る支援を行い地域資源の保全管理を推進する。 【継続】	31,278	29,855	産業観光課 耕地林務係	45	440
15	支障木伐採補助事業	地域の安全確保、町民の生活環境の改善を図るため、第三者の財産に被害を及ぼす、又は及ぼす恐れがある樹木の処理に係る経費の一部を補助。【継続】	3,500	3,395	産業観光課 耕地林務係	13	456
16	鳥獣被害防止対策補助事業	農作物等の鳥獣害を防止するために、自己防衛対策の用品を設置した際の購入に係る経費の一部を補助。【継続】	2,000	1,191	産業観光課 耕地林務係	45	458
17	道路新設改良事業	各地区から申請のあった生活道路の改良・整備による道路環境の整備及び交通安全対策として実施する。【拡充】	164,248	138,086	建設水道課 建設係	2	521
18	原材料支給事業	集落の道路や水路等の整備にかかる資材を支給し、地域住民が協力して整備する。【継続】	22,254	21,393	建設水道課 維持管理係	2	532
	合計		513,991	494,004			

※飯綱町集落振興支援基本条例 第6条中の事項

- (1) 集落の自然環境を保全すること
- (2) 集落の公益的機能の維持を推進すること。
- (3) 集落の個別課題に対応した生活環境の向上を図ること。
- (4) 集落における遊休荒廃地対策を図ること。
- (5) 集落の産業の振興を図ること。
- (6) 集落の高齢者が生き生きと暮らせる施策を推進すること。
- (7) 集落における空き家対策も含め、定住促進を図ること
- (8) 集落を超えた連携を推進すること。
- (9) 集落の振興に資する自主的かつ主体的な取り組みを支援すること。
- (10) 集落の課題を住民とともに調査研究すること。